貸借対照表の公告が必要です！

○毎年度、貸借対照表を公告する方式となり、「資産の総額」の登記が不要となりました。

○貸借対照表の公告に係る規定（法第28条の２）の施行日は**平成30年10月１日**です。（改正法附則第１条第２号(**2号施行日**)）

○公告方法は定款で定める必要があります。**※**貸借対照表の公告を、現行定款で規定している方法とは別の方法とする場合は、定款変更が必要です。

**◎経過措置（適用対象）**

* **平成30年10月１日以後に作成する貸借対照表は作成後遅滞なく公告**

（改正法附則第４条第１項）・・・「●」

* ただし、改正法施行日（平成29年４月1日）前に作成、又は改正法施行日から平成30年10月１日の前日までに作成した貸借対照表の

うち直近の事業年度のもの（**特定貸借対照表**）は、次のいずれかのときに公告

■平成30年10月１日以後に遅滞なく公告（同条第２項）・・・「**☆**」

**特定貸借対照表**は、

「**☆**」又は「**★～☆**の間」のいずれかのときに公告するとともに、

資産の総額についても登記が必要です。

■平成30年10月１日までに公告（同条第３項）・・・「**★～☆**の間」

**(平成30年10月１日)**

**改正法**

**施行日**

**２号施行日**

